

愛知県地域日本語教育の推進に関する基本的な方針



目次

第1章 総論

1 趣旨	1
2 愛知県の現状と課題	
(1) 外国人県民の状況	2
(2) 就労外国人の状況	3
(3) 外国人県民の日本語学習	4
(4) 地域の日本語教室	5
(5) 愛知県の取組	7
3 愛知県における地域日本語教育の意義・目指す姿	9
4 基本方針	12
5 対象	12
6 目指すレベル	13

第2章 各主体の役割

1 行政（国、愛知県、市町村）	
(1) 国	14
(2) 愛知県	15
(3) 市町村	16
2 国際交流協会	
(1) 愛知県国際交流協会	17
(2) 市町村国際交流協会	17
3 企業	18
4 日本語教育機関（日本語学校・専門学校等）	19
5 日本語教師養成機関（大学・専門学校等）	19
6 地域の日本語教室を運営する団体	20
7 県民	20
第3章 県の施策の方向性	21
第4章 推進体制	23

<参考>

愛知県地域日本語教育の総合的な推進計画（仮称）策定検討会議	
委員名簿	24

第1章 総論

1 趣旨

本県では、2014年2月に全国に先駆けて「愛知県 多文化共生社会に向けた地域における日本語教育推進のあり方（以下、「あり方」という。）」を策定し、地域における日本語教育の意義や、地域における日本語教育に関わる様々な主体に期待される役割などを整理しました。そしてこの「あり方」のもと、県内の日本語教育に関わる主体が「オール愛知」の体制で多文化共生社会に向けた地域日本語教育を推進してきました。

「あり方」策定後も、在住外国人の日本語学習を保障する国の公的制度が存在しない中で、県内の多くの地域において、無償で活動するボランティアが支える地域の日本語教室が地域における日本語教育の中心的な役割を担ってきました。しかし近年は、外国人県民¹の在留資格の多様化や多国籍化が進み、来日背景や学習ニーズの多様化に伴う新たな課題に対応するため、行政と多様な主体との連携強化や必要な体制の整備が一層必要となっていました。

こうした中、2019年6月に「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行されました。同法第11条において、地方自治体においても、国の基本的方針を参照した基本方針を策定することが努力規定とされ、2020年6月に、国の基本方針が策定されました。

そこで、県内の現状と課題を把握した上で、行政、国際交流協会、企業、日本語教育機関、日本語教師養成機関、地域の日本語教室運営団体、県民など地域日本語教育に関わる様々な主体の役割を改めて整理し、概ね今後5年間の愛知県の地域日本語教育の推進のための基本方針を策定することとしました。

これにより、2020年度に設置した「あいち地域日本語教育推進センター」における取組をより効果的なものとし、地域日本語教育に関する施策を総合的・体系的に推進してまいります。

なお、策定に当たっては、日本語教育専門家、NPO²、市町村、国際交流協会、企業など関係主体を代表する委員からなる「地域日本語教育の総合的な推進計画策定検討会議」を設置し、議論いただきました。

また、市町村、国際交流協会、地域の日本語教室、企業、日本語教育機関、日本語教師養成機関、及び外国人県民を対象とした実態調査³を実施し、地域における日本語教育の現状と課題の把握や役割分担検討の参考としました。

¹ 本県に在住する外国籍をもつ人のほか、外国にルーツをもつ人も含めて「外国人県民」という呼称を用います。

² 本方針における「NPO」とは、法人格の有無や種類(NPO法人、公益(社団・財団)法人、一般(社団・財団)法人、社会福祉法人、協同組合など)を問わず、民間の立場で、社会的なサービスを提供したり、社会問題を解決するために活動する非営利団体を指すこととします。

³ 「日本語教育実施機関実態調査」「外国人県民ニーズ調査」：調査結果報告書は本書参考資料として作成。

2 愛知県の現状と課題

(1) 外国人県民の状況

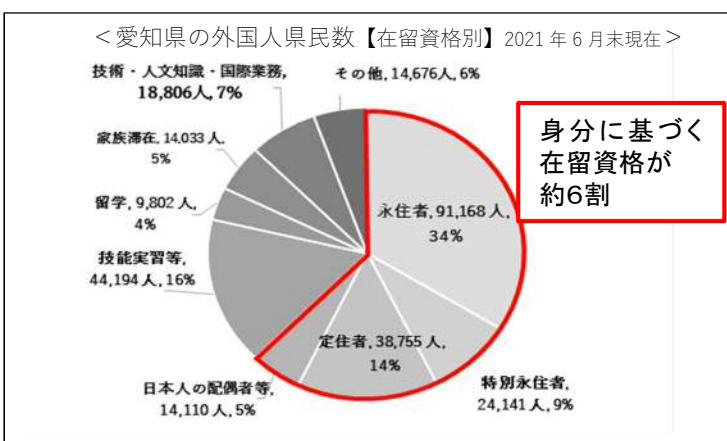
愛知県の外国人県民数は、2021年6月末現在、東京都に次いで全国で2番目に多い、269,685人⁴で、県の総人口に占める割合は約3.6%と、全国平均の約2.2%に比べて大きく上回っています。新型コロナウイルス感染症の影響により、外国人県民数は2020年から減少に転じていますが、中長期的に見れば今後ますます外国人県民の増加が想定されます。

国籍別に見ると、ブラジル国籍の外国人県民が最も多く、全国の約30%のブラジル人が本県に居住しています。近年ではアジア圏の割合が増加するとともに、集住地域以外への居住も増えています。



出典：法務省「在留外国人統計」

在留資格別に見ると、「永住者」が最も多く、以下、「定住者」、「特別永住者」、「日本人の配偶者等」といった在留中の活動に制限がない「身分に基づく在留資格」が約16万8千人で全体の6割を占めており、長期にわたり就労・居住する外国人県民が多い状況にあります。



出典：法務省「在留外国人統計」

⁴ 出典：法務省「在留外国人統計(2021年6月末現在)」

(2) 就労外国人の状況

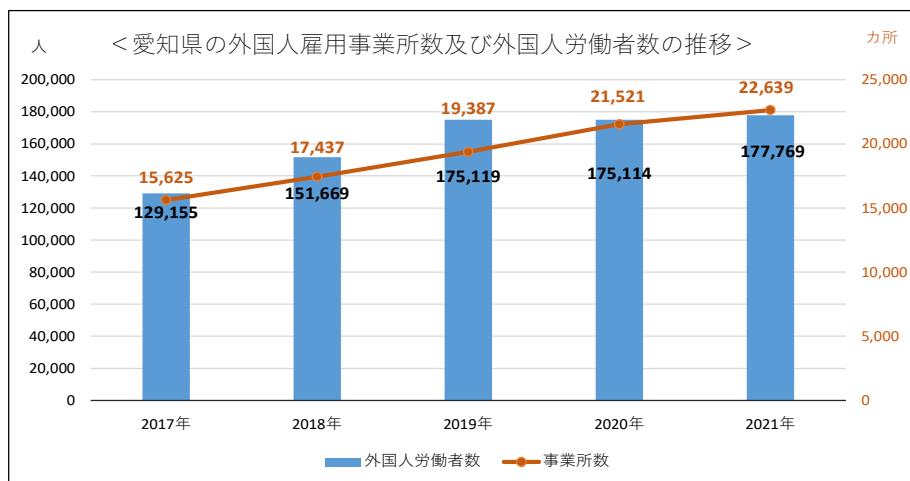
本県で外国人を雇用している事業所数は、2021年10月末現在、22,639事業所、外国人労働者数は、177,769人であり、いずれも東京都に次いで全国で2番目に多くなっています⁵。

国籍別では、ベトナムが最も多く、ブラジル、中国、フィリピンの順となっています。

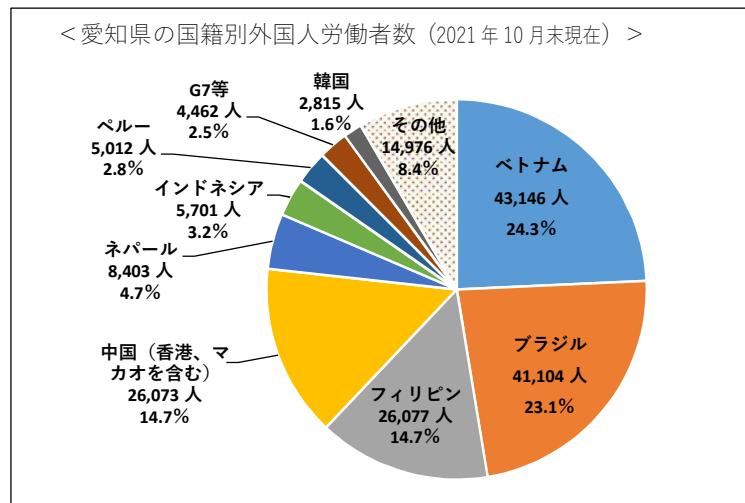
在留資格別では、永住者・定住者等の身分に基づく在留資格が約8万8千人で全体の約49%、技能実習が約3万7千人で全体の約21%を占めています。

業種別では、外国人雇用事業所数、外国人労働者数ともに製造業が最も多い状況にあります。

日本一の産業県である愛知県では、今後さらに多くの外国人材が居住し、就労すると見込まれます。このような外国人の方が、労働者として、また生活者として本県に定着していくことを踏まえると、労働環境や生活環境の整備、そして日本語学習・日本語教育の充実が、これまで以上に重要となってきます。



出典：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」



出典：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」

⁵ 出典：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況(2021年10月末現在)」

(3) 外国人県民の日本語学習

<外国人県民ニーズ調査結果より>

- ・日本語学習の方法としては、「独学」、「日本語教室又は日本語学校」が多くなっています。独学については、インターネットやアプリなどによるオンライン学習が5割を占めています。
- ・日本語を学ぶ目的としては、「日本での生活をスムーズに送るため」、「仕事・転職のため」、「日本人と交流するため」が多く、学ぶ内容としては、「日常会話中心」、「生活に必要な日本語」の希望が多いですが、「読み書き中心」、「ビジネスマナーや就職に必要な日本語」、「日本人との交流」などの回答も一定数あり、ニーズは多様です。
- ・現在日本語を学んでいない人のうち、今後学びたいと考える人が8割以上いました。日本語を学習しない(できない理由)については、「仕事のため、日本語を学ぶ時間的余裕がない」、「日本語教室の時間が合わない」という回答が多くなっています。また、「無料」、「家や職場から近い」、「自分の都合に合わせて行ける」、「自分が学びたいことを学べる」、「オンラインで開催される」地域の日本語教室であれば通ってみたいとの回答が多くなっています。

日本での生活をより良いものにするため、日本語を学びたいと考える外国人県民は多いですが、仕事や育児等で学習する時間がないことや、日本語教室への通いにくさなどが日本語学習の壁になっていることが伺えます。

外国人県民の多様な学習ニーズを満たすためには、身近な場所にある日本語教室を増やす必要があります。そのためには、教室で活動する日本語学習支援者の養成・確保、日本語教室の開催場所の確保、通いやすい時間帯での教室開催が必要です。オンライン教室のニーズも高く、実施に向けた検討が求められます。

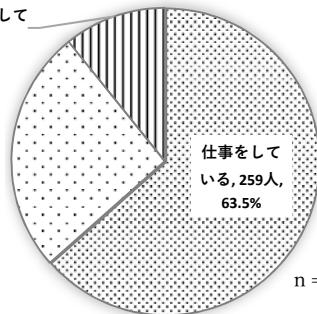
また、企業が外国人就業者とその家族の日本語学習を奨励・支援するなど、学習の動機付けをすることも重要と考えられます。

<参考>外国人県民ニーズ調査回答者の属性

(問) あなたは今仕事をしていますか

仕事をしていない
(今は仕事を探して
いない),
44人, 10.8%

仕事をしていない
(今は仕事を探し
ている), 105人,
25.7%

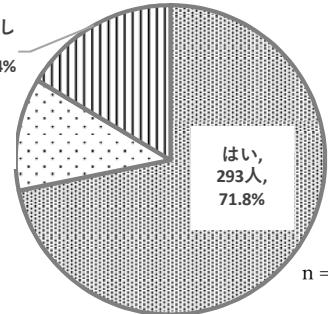


n = 408

(問) 現在、日本語を学んでいますか

以前学習し
ていた,
67人, 16.4%

いいえ,
48人,
11.8%



n = 408

(4) 地域の日本語教室

本県には約 150⁶の地域の日本語教室⁷があり、全国的に見ても日本語教室の活動が盛んな地域です。これらの教室の運営主体は、自治体、国際交流協会、民間国際交流団体など多様です⁸。

本県の地域における日本語教育は、これまで無償で活動するボランティアが支える日本語教室が担ってきました。今回実施した調査結果によると、有償で日本語指導に関わっているスタッフの比率は全体の約 7.5%であり、依然として無償のボランティアに依存している状況が伺えます。

また、外国人県民が増加し、従来からの集住地域以外にも居住が進むようになる中で、日本語教室がない市町村もある⁹など、日本語教育に対する取組状況には地域差があります。居住地域に関わらず、日本語学習を希望する外国人県民に学習機会を提供する環境を整えることが求められます。

<日本語教育実施機関実態調査結果より>

- ・教室の運営で困っていることとしては、「学習者が長続きしない」、「日本語指導に関わるスタッフが不足している」がそれぞれ約 5 割と多くなっています。スタッフについては、専門知識があるスタッフや、教室運営・事務に関わるスタッフの不足を挙げる教室も約 25% あります。
- ・日本語学習を希望する外国人に対して日本語の学習機会を提供するためには県が実施する支援については、「日本語教室への経済的支援」、「日本語指導者の養成や研修の充実」、「日本語教室の運営や講座を充実させるための支援」など、人材養成や運営に対する支援を求める意見が多くあります。また、「外国人を雇用している企業の協力を求める」も約 5 割ありました。

地域の日本語教室の運営団体は、外国人学習者の多様化への対応やボランティアスタッフの不足、専門知識の不足による指導上の不安など、ボランティアの熱意と努力だけでは解決できない様々な課題や悩みを抱えています。

教室が困っていることとして最も回答が多かった「学習者が長続きしない」要因としては、学習者が学びたいことが学べなかつたり、自分の都合に合わせて参加することができないなどの理由が考えられます。

⁶ 出典：(公財)愛知県国際交流協会「外国人のための日本語教室一覧(2021年9月現在)」(一般向けの対面式及びオンライン式教室の合計)

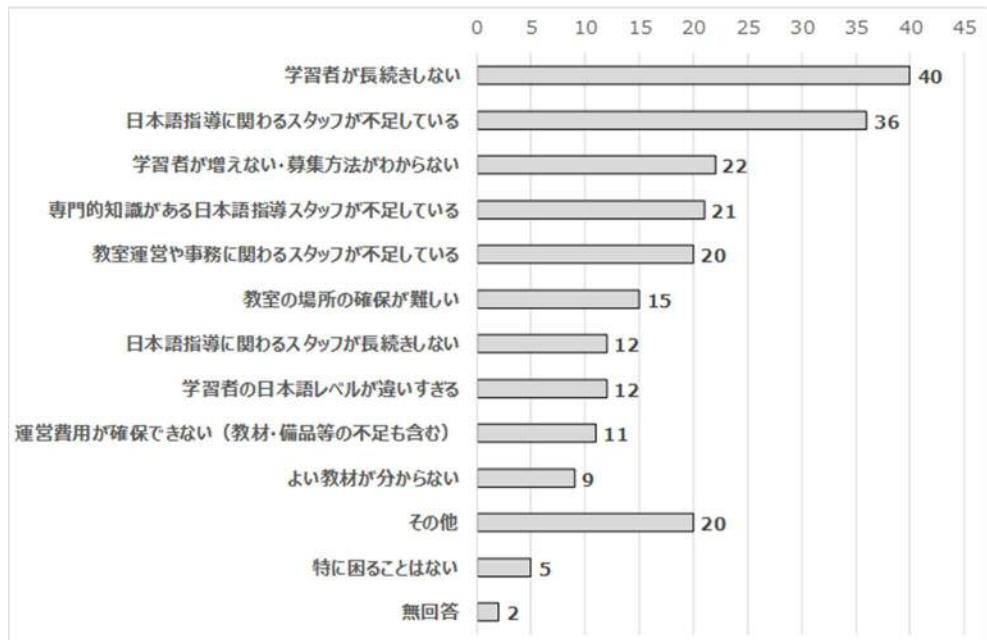
⁷ 生活者としての外国人を対象とした地域における日本語教育の場。役割は本方針 p11 を参照。

⁸ 実態調査に回答いただいた日本語教室の主催団体の内訳は、自治体 19.8%、国際交流協会 38.3%、民間国際交流団体 38.3%、その他 3.7% でした。

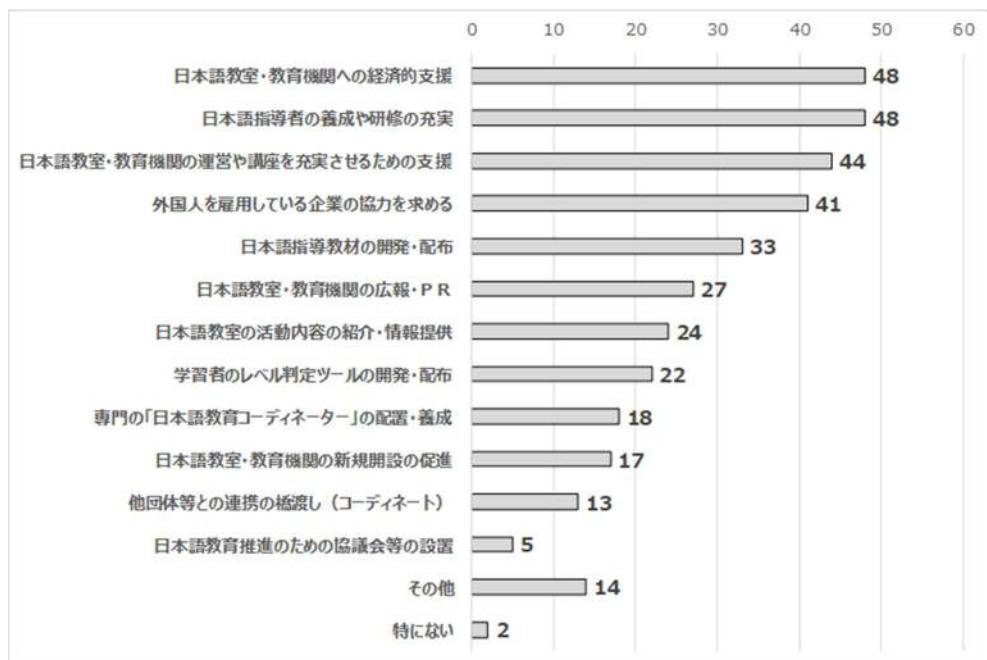
⁹ 2022 年 1 月現在、運営主体に関わらず、一般向け(子ども向けを除く)の地域の日本語教室がない市町村は、10 市町村。(県多文化共生推進室調べ)

地域の日本語教室は、「外国人県民の身近な学習の場」であるとともに、地域の多文化共生の拠点として重要な役割を担っており、教室の運営は、学習者のニーズや地域の状況に応じて、多様な主体が連携・協力することが重要です。

問 日本語教室の運営で困っていることはありますか。



**問 日本語学習を希望する外国人に対して、必要な日本語を学ぶ機会を提供するために、今後県はどのような支援を実施すればよいと思いますか。
(全調査対象機関共通の設問だが、下記は日本語教室からの回答)**



(5) 愛知県の取組

○「愛知県多文化共生社会に向けた地域における日本語教育のあり方」策定

本県では、2014年2月に本県の地域日本語教育の基本方針として「愛知県多文化共生社会に向けた地域における日本語教育のあり方」を策定し、この「あり方」のもと、地域における日本語教育を推進してきました。

2015年度に、「あり方」に基づき、有識者や地域日本語教育関係機関、団体の代表で構成される「あいち外国人の日本語教育推進会議」を設置し、今後の地域日本語教育の方針を議論する体制を整えました。また、外国人県民が自分の思いや考えを日本語で伝えようとする意識の高揚を図るとともに、多文化共生に対する県民の理解を促進するため「多文化共生日本語スピーチコンテスト」を開始しました。

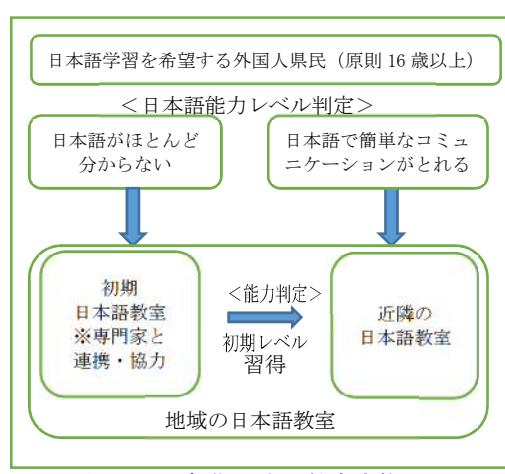
2016年度には「子育て世代の外国人の日本語習得モデル事業」を開始し、外国人保護者に対して、乳幼児期の言語習得のポイントや、子育てにあたって必要になる日本語や情報を知るためのモデルを開発しました。この事業は「多文化子育てサークル事業」、「多文化子育てサロン事業」と内容を発展させながら継続して実施しています。

○「あいち多文化共生推進プラン2022」策定

2018年3月に策定した「あいち多文化共生推進プラン2022」では、ライフサイクルに応じた支援という視点から必要な施策を整理し、外国人県民の言語習得の支援の充実についてもライフステージ別に様々な施策を明記しました。そして、「多文化子育てサロンの設置促進」と「地域における初期日本語教育の実施」を同プランの11の重点施策の中に位置づけました。

この「地域における初期日本語教育の実施」については、2018年度に文化庁委託事業として「地域における初期日本語教育モデル事業」を開始し、その後、県内全域への普及拡大を図るために、地域バランスを考慮してモデル事業を継続して実施しています。

日本語学習が初期段階の外国人県民を対象とする初期日本語教育については、外国人県民がこの地域で自立して生活するための社会インフラとしての機能があり、専門性が必要であることから、地域日本語教育コーディネーターや「生活者としての外国人」に対する日本語教師などの日本語教育の専門家等の協力も得ながら、自治体が主体的に実施することが求められています。



＜地域における初期日本語教育実施フロー図＞

○「あいち地域日本語教育推進センター」の設置運営

2019年6月に公布・施行された「日本語教育の推進に関する法律」に基づき、2020年4月には、多文化共生推進室内に「あいち地域日本語教育推進センター」（以下「センター」という。）を設置し、市町村や、日本語教育に取り組むNPOなどの関係機関と連携しながら、外国人県民への日本語教育を総合的・体系的に推進しています。

センターには、専門的な知識・経験を有する「総括コーディネーター」を1名配置し、本県の日本語教育の司令塔的な役割を担うとともに、約10名の「地域日本語教育コーディネーター」を委嘱し、地域の日本語教室に対して、教育プログラムの策定や日本語教室運営への助言などを行っています。

また、2020年度に文化庁の「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」を活用して創設した「愛知県地域日本語教育推進補助金」により、市町村や国際交流協会が行う事業に対して支援するなど、事業を拡充とともに、前述の「あいち外国人のための日本語教育推進会議」を総合調整会議として位置づけ、開催しています。

【参考】これまでの愛知県の地域日本語教育に関する取組

年度	愛知県の取組
～2013	「愛知県 多文化共生社会に向けた地域における日本語教育推進のあり方」策定
2015	○あいち外国人の日本語教育推進会議 ○多文化共生日本語スピーチコンテスト
2016	○子育て外国人の日本語習得モデル事業 ⇒多文化子育てサークル事業(2017年度～) ⇒多文化子育てサロン事業(2018年度～)
2017	「あいち多文化共生推進プラン 2022～あいちの多文化共生をデザインする～」策定
2018	○初期日本語教育モデル事業(文化庁委託事業)
2019	<p style="text-align: center;">「日本語教育の推進に関する法律」(2019年6月公布・施行)</p> <p>○基本理念 外国人等に対し、希望に応じて、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会の最大限の確保等</p> <p>○国の責務 日本語教育の推進に関する施策を総合的に策定し、実施</p> <p>○地方自治体の責務 地域日本語教育の推進に関し、地域の実情に応じた施策を策定し、実施</p> <p>○外国人等を雇用する事業主の責務 日本語教育推進に関する施策への協力、従業員及びその家族に対する日本語学習の機会の提供・支援</p> <p style="text-align: center;">地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業(文化庁)</p>
2020	○愛知県における地域日本語教育推進体制整備事業 (あいち地域日本語教育推進センター設置)
2021	↓↓↓↓○「愛知県地域日本語教育の推進に関する基本的な方針」策定

3 愛知県における地域日本語教育の意義・目指す姿

日本語での交流機会に、すべての県民が積極的に参画し、外国人県民の日本語の習得や、日本人県民等¹⁰の学びを支援することを通して、互いの文化的背景や考え方などを理解し合いながら、誰もが安心して暮らし活躍できる持続可能な地域社会をつくる

本県では、「地域における日本語教育の場」は、「言葉や文化、国籍などのちがいにかかわらず、すべての県民が誰でも参加でき、日本人と外国人双方が共に学ぶ場」と考えます。

このような場では、参加者は、対等な立場で、相互理解を深めるためのテーマや地域生活に密着したテーマについて日本語で話し合うことを通して、外国人参加者は日本人の発想や日本の社会や文化について理解を深め、日本人参加者は異文化や多文化共生について理解を深め、お互いが分かりやすい日本語を使ってコミュニケーションできるようになることを目指します。

また、地域の生活情報を自治体等の担当者から学んだり、地域の行事などと一緒に参加するなど、日本語を使う体験を共有することで、参加者に様々な気づきが生まれます。

少子高齢化が進み、労働力や地域の担い手不足が深刻化することが見込まれる中、持続可能な地域社会づくりには、日本人県民のみならず外国人県民の活躍は欠かせません。そのためには、日常生活の中で外国人県民にとって分かりやすい「やさしい日本語」¹¹を使って対話や交流を行うことで、外国人県民の日本理解や日本語学習を助けることができるということを、すべての県民が認識することが重要です。

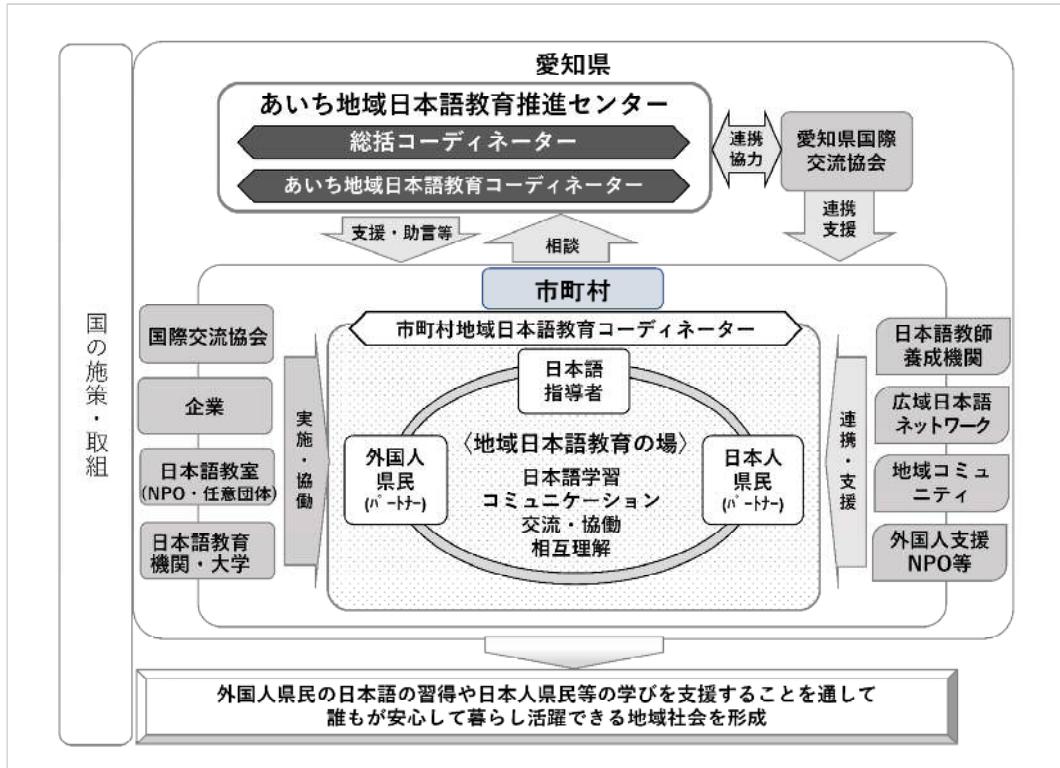
地域における日本語教育の意義を理解し関わることによって、誰もが安心して暮らし、地域社会の担い手として活躍できる環境づくりが進みます。

¹⁰ 日本人県民だけでなく日本語が話せる外国人県民も、学びを支援する側になることが期待されます。

¹¹ 「やさしい日本語」とは、普段使われている日本語を外国人にもわかるように配慮した、簡単な日本語のことです。

日本語で外国人と円滑にコミュニケーションするために有効な方法の一つと言われています。
(例:記入する→書く／高台へ避難する→高いところへ逃げる)

＜愛知県における地域日本語教育の目指す姿 イメージ図＞



※イメージ図中の用語については、「第2章 各主体の役割」(14ページ以降) 参照。

＜地域の日本語教室の役割＞

地域の日本語教室の運営主体は、自治体、国際交流協会、民間国際交流団体など多様ですが、地域の日本語教室は、地域の多文化共生の拠点として、大きくは以下の役割があると考えられます。

① 外国人県民が生活に必要な日本語を学び、生活に必要な情報を得る

外国人県民が生活に必要な日本語を学べる身近な場であり、地域に密着した生活情報を得ることができる場として重要な役割があります。役所や子どもの学校からの日本語の文書がわからないといった生活の困りごとの相談対応や、災害時の情報提供に協力する役割も期待されます。

② 日本人と外国人、外国人と外国人が共に学び、相互理解を深める

日本語教室に参加する日本人と外国人、外国人と外国人が、様々な活動を通して互いの文化的背景や考え方などを理解し、交流を深める場としての役割があります。

③ 日本人・外国人双方にとっての、居場所づくり

友人や仲間と出会い、何でも気軽に話し、楽しく過ごすことができる場としても重要です。

④ 外国人参加者と地域コミュニティとの接点となる

外国人参加者が地域社会の担い手として活躍の場を広げていけるよう、町内会やPTAなどの地域コミュニティと外国人をつなぐ役割を担います。とくに自治体が運営を担う教室においては、参加者が抱える課題やニーズを把握し、施策に活かすといった役割も期待されます。

4 基本方針

本県では、以下の基本方針に基づき、地域における日本語教育の一層の向上を図ります。

- 生活者として必要な日本語の学習を希望するすべての外国人県民に日本語を学習する機会を保障する。
- すべての県民が、互いの文化的背景や習慣のちがいに理解を深め、日常生活において分かりやすい日本語を使ってコミュニケーションができるようになることを目指して、啓発活動を行う。
- 「あいち地域日本語教育推進センター」が中心となり、市町村、国際交流協会、日本語教育関係機関・団体、外国人を雇用する企業、N P O等が連携、協力する「オール愛知」の推進体制を構築する。

5 対象

外国人県民の中には、教育機関などで日本語や日本社会の知識を身につける学習の機会が十分に得られなかったり、せっかく学習の機会を得ても仕事や家庭の都合で継続できなかったりする人が数多く存在します。

本県の地域日本語教育は、これまで日本語の学習機会が十分に得られず日常生活で困難を抱える方など、生活者として必要な日本語の学習を希望するすべての外国人県民が対象です。

また、地域における日本語教育は、誰もが安心して暮らし活躍できる地域づくりや地域の活性化につながる重要な基盤であることから、地域での交流機会を増やし、互いの文化的背景や考え方などを理解し合いながら、分かりやすい日本語を使ってコミュニケーションできるようになることについては、外国人県民だけではなく、日本人県民もその対象です。

<児童・生徒の日本語教育・日本語学習に関する取組について>

- 県多文化共生推進室内に設置した「あいち日本語教育推進センター」が担う「地域における日本語教育」は、生活に必要な日本語を身につけることを目的として、日本語が十分でない大人の外国人県民を主な対象としていますが、学校に通っていない外国につながりのある子どもの就学を促進するために地域で行われている日本語学習支援もその対象としています。今回実施した実態調査では、16歳未満の子どもや子ども向け日本語教室は調査対象から外しています。
- 地域の日本語教室の中には、小中学校に就学する児童・生徒の日本語学習を補完する役割を担っている教室もあります。児童・生徒に対する日本語教育・日本語学習も重要な課題であり、学校をはじめ関係機関・団体等が連携・協力して取り組むことが重要です。外国につながりのある子どもに対する日本語教育については、「あいち多文化共生推進プラン」に基づき、教育委員会等と情報共有や相互連携等にも努めながら、施策を推進していきます。

6 目指すレベル

日本語運用能力について文化庁の「日本語教育の参考枠」¹²では、①基礎段階（A1～A2 レベル）、②自立段階（B1～B2 レベル）、③熟達段階（C1～C2 レベル）の3段階、6 レベルを設定しています。

外国人県民の中には、来日前にすでに基礎的な日本語学習を終えている人、来日後に日本語学校や大学などの教育機関で体系的な日本語教育を受けた人、日本語を使ってすでに仕事をしている人などがいます。一方で、日常生活に必要な基礎段階の日本語運用能力がまだ十分身についていない人もいます。

本基本方針では、一人でも多くの外国人県民が**A 2 レベル**の日本語運用能力を身につけられるような日本語学習支援の体制構築を目指します。

また、日本人県民については、外国人県民の日本語運用能力に合わせて分かりやすい日本語を使う能力を身につけられる機会を提供していきます。

（参考）日本語教育の参考枠における全体的な尺度

（日本語能力の熟達度について 6 レベルで示したもの）

熟達した言語使用者	C2	聞いたり、読んだりしたほぼ全てのものを容易に理解することができる。いろいろな話し言葉や書き言葉から得た情報をまとめ、根拠も論点も一貫した方法で再構成できる。自然に、流ちょうかつ正確に自己表現ができ、非常に複雑な状況でも細かい意味の違い、区別を表現できる。
	C1	いろいろな種類の高度な内容のかなり長いテキストを理解することができ、含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流ちょうに、また自然に自己表現ができる。社会的、学問的、職業上の目的に応じた、柔軟な、しかも効果的な言葉遣いができる。複雑な話題について明確で、しっかりととした構成の、詳細なテキストを作ることができる。その際テキストを構成する字句や接続表現、結束表現の用法を使いこなせていることがうかがえる。
自立した言語使用者	B2	自分の専門分野の技術的な議論も含めて、具体的な話題でも抽象的な話題でも複雑なテキストの主要な内容を理解できる。お互いに緊張しないで熟達した日本語話者とやり取りができるくらい流ちょうかつ自然である。かなり広汎な範囲の話題について、明確で詳細なテキストを作ることができ、様々な選択肢について長所や短所を示しながら自己の視点を説明できる。
	B1	仕事、学校、娯楽でふだん出合うような身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解できる。その言葉が話されている地域を旅行しているときに起こりそうな、大抵の事態に対処することができる。身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結び付けられた、脈絡のあるテキストを作ることができ。経験、出来事、夢、希望、野心を説明し、意見や計画の理由、説明を短く述べることができる。
基礎段階の言語使用者	A2	ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。簡単で日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができる。自分の背景や身の回りの状況や、直接的な必要性のある領域の事柄を簡単な言葉で説明できる。
	A1	具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的な表現と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。自分や他人を紹介することができ、どこに住んでいるか、誰と知り合いか、持ち物などの個人情報について、質問をしたり、答えたりできる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる。

出典：文化審議会国語文科会：日本語教育の参考枠報告（R3. 10. 12）

¹² 「日本語教育の参考枠」とは、CEFR（ヨーロッパ言語共通参考枠）を参考に、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、日本語教育に関わる全ての者が参照できる日本語の学習、教授、評価のための枠組みのことです。

第2章 各主体の役割

外国人県民の在留資格の多様化や多国籍化、集住地域以外への居住が進み、日本語の学習を希望する外国人県民のニーズも多様化しています。

県全体として多文化共生社会の形成に向けた「地域における日本語教育」を一層充実させていくために、県内の日本語教育に関わる主体がそれぞれの役割を果たしながら一層連携・協働して取り組んでいくことが必要です。

地域における日本語教育に関する現状やニーズ等を把握するために実施した実態調査結果及び検討会議での議論を踏まえて、日本語教育に関わる機関・団体、個人の役割を以下のとおり整理しました。

1 行政（国、愛知県、市町村）

（1）国

国の担うべき役割として、次のようなことが求められます。

○公的な地域日本語教育制度を整備する。

- ・地域日本語教育の水準向上のための専門性の高い日本語教育人材の養成
- ・地域日本語教育と日本語教師の連携を促進するための環境整備

○日本語能力の判定・評価基準を策定する。

- ・分野別の日本語教育カリキュラムや学習者の日本語能力の判定・評価基準の開発
- ・日本語能力の判定・評価基準を地域日本語教育関係機関・団体等が活用できるよう、解説書や手引きの作成

○地域日本語教育の環境整備・強化のために、地方自治体などの取組を支援するための継続的かつ適切な財政措置を行う。

○都道府県域の総括コーディネーター等の人材育成を行う。

<本方針における用語説明>

地域日本語教育コーディネーター	地域日本語教育プログラムの策定・教室運営・改善を行ったり、日本語指導者等に対する指導・助言を行うほか、多様な機関との連携・協力を担う者。
日本語指導者（日本語教師）	地域日本語教育に関する知識を持ち、日本語教室の学習内容の企画、指導、進行等を行う者。
日本語パートナー（学習支援者）	日本語教育の基礎知識を前提とせず、日本語指導者とともに学習者の日本語学習をサポートしたり、日本語で対話や交流を行う者。
地域の日本語教室	地域における日本語教育の場。外国人県民に対する日本語学習支援のほか、多文化共生の拠点として、本方針に記載（11 ページ）の役割がある。

(2) 愛知県

広域の地方自治体として、県内の状況を踏まえつつ、次のことを行います。

- 県内の市町村、国際交流協会、企業（経済団体）、日本語教育機関、日本語教師養成機関、地域日本語教室運営団体、NPO、地域コミュニティ、県民など地域日本語教育の関係主体と連携しながら、「あいち地域日本語教育推進センター」を中心に県内の地域日本語教育の推進体制を整え、全県をあげた取組を総合的・体系的に推進する。
- 地域日本語教育のあり方や今後推進していくべき施策などを日本語教育専門家等の協力のもとに検討・調整する。
- 外国人が集住し、既に日本語教育を推進する取組が行われている地域もあるが、地域の日本語教室がない地域もあることから、県内すべての市町村において、地域の状況に応じた日本語教育の取組が進むよう支援する。
- 日本語学習の初期段階にある学習者を対象とする初期日本語教育について、カリキュラム、教材などの開発を進め、地域の日本語教室への普及を図るとともに、国の制度を活用しつつ、市町村における取組が進むよう支援する。
- 市町村域で地域における日本語教育をコーディネートできる人材を養成する。
- 市町村や国際交流協会の職員などに対して、地域日本語教育に関する情報提供や研修を行う。
- 地域日本語教育に関する国の動きや取組に関する情報を市町村等に提供する。
- 県内の日本語教育に関する実態調査などを行い、その結果を関係機関・団体と共有する。
- 外国人を直接・間接に雇用している企業において、雇用する外国人等及びその家族に対する日本語学習機会の提供や、日本語学習を支援する取組が進むよう支援する。また、企業に対し、本県の地域日本語教育に関する施策への理解・協力が得られるよう働きかける。
- 本県の取組を、関係機関・団体や県民に広く周知するとともに、「やさしい日本語」を普及するなど、県民の多文化共生や地域における日本語教育に関する理解を促進する。
- 多文化共生施策同様、本県の地域日本語教育に関する施策についても、関係部署・機関の横断的な連携をより緊密に行いながら推進する。

(3) 市町村

住民や地域コミュニティ、NPO、任意団体¹³等の身近な存在である基礎自治体として、地域の状況に応じて、次のような役割を果たすことが重要です。

- 地域日本語教育の担当部署を明確にし、県や近隣市町村、国際交流協会、学校（幼稚園、保育園等を含む）、外国人支援NPO等と連携しながら、それぞれの地域の実情に応じた施策を立案し、地域日本語教育の推進に取り組む。
- 地域の日本語教室は、日本人住民と外国人住民の相互学習、相互理解の場であり、生活情報の提供や災害時の情報提供などの面においても多文化共生の拠点であるとの認識に立ち、地域の日本語教室の活動を促進する。
- 地域の状況に応じて、県や国際交流協会、地域住民などの協力を得ながら、市町村が主体となって日本語教室の設置・運営を行う。とくにほとんど日本語が話せない外国人県民を対象とする初期日本語教育については、県が作成した教材等を参考に、地域日本語教育コーディネーターなどの助言・支援を受け実施する。
- NPOや任意団体等が運営する地域の日本語教室に対し、会場の無償提供や割引制度の実施、補助金の交付等によりその活動を支援する。
- 外国人住民等の日本語教育・日本語学習ニーズを把握する。
- 日本語パートナー（学習支援者）の研修や日本語指導者の養成を定期的に行う。
- 住民に対し、地域の日本語教室の情報を周知し、参加や協力を促す。
- 「やさしい日本語」の普及など、住民同士のコミュニケーションや相互理解を促進する取組を行い、住民の多文化共生や地域日本語教育に関する理解を促進する。
- 外国人を直接・間接に雇用する企業に対し、地域の状況に応じて、地域日本語教育に関する取組への理解・協力が得られるよう働きかける。
- 地域日本語教育の担当部署と関係機関・部署が、より緊密に連携しながら取組を推進する。
- 外国人住民の人口比率が高い市町村においては、地域における日本語教育をコーディネートできる人材を活用することが望まれる。

¹³ 「NPO」を広義に捉えると任意団体も含まれますが（1ページ参照）、本方針では、地域の日本語教室を担う団体のうち、無償のボランティアが活動主体で法人格がない団体を「任意団体」とします。

2 國際交流協会

(1) 愛知県国際交流協会

地域の国際交流協会の中核的な役割を担う機関として、次のことを行います。

- 愛知県、NPO等と連携・協働し、県内の日本語教室に関する情報提供や、実態把握の調査などを行う。
- 市町村国際交流協会や市町村と連携し、地域の日本語教室の活動を充実させるための支援や教室開設の協力をを行う。
- 市町村国際交流協会や市町村、NPO等と連携し、講座や研修会の開催により地域の日本語教室で活動する人材を養成する。
- 外国人県民や日本人県民からの日本語教室活動や日本語学習等に関する相談に応じる。

(2) 市町村国際交流協会

行政から独立している協会、行政の職員が兼務している協会、ボランティアが主体となって運営している協会など形態は多様ですが、地域の多文化共生の拠点として、次のような役割を果たすことが期待されます。

- 市町村と連携して、外国人住民に地域の日本語教室の情報提供や参加を促す。
- 地域の日本語教室への会場の確保や講師の派遣・紹介等の運営を支援する。
- 講座や研修会の開催により、地域の日本語教室で活動する人材を養成する。
- ニーズに応じて、地域の日本語教室の設置・運営を行う。
- 地域住民等からの日本語教室活動や日本語学習等に関する相談に応じる。

3 企業

本県には、外国人を直接雇用している企業や事業所数は約2万3千か所、外国人労働者数が約17万8千人であり、ともに東京都に次いで全国で2番目になくなっています¹⁴。

外国人就業者¹⁵が日本語を学び、日本語でのコミュニケーション能力が向上することで、社内のコミュニケーションが充実し、生産性や品質の向上など業績の向上につながるものと考えられます。また、外国人就業者とその家族が生活に必要な日本語を習得することで、仕事や日常生活がより安心安全で円滑なものになり、活力ある地域づくりにつながります。

外国人を直接・間接雇用する企業はもとより、この地域の企業には次のような役割を果たすことが期待されます。

○市町村を始め、地域日本語教育を実施する機関・団体と連携・協力して、企業も日本語教室を開設するなど、外国人就業者とその家族に対して、生活に必要な日本語学習機会の提供や日本語学習を支援する。

なお、仕事のための日本語教育には、日本語教育機関（日本語学校等）へ日本語教師の派遣等を依頼するなど、企業が責任を持って取り組む。

○外国人就業者が日本語を学ぶことを奨励し、日本語の学習が継続できるよう就労時間などの面で配慮する。

○外国人就業者とその家族に対し、日本語学習に関する情報提供を行う。

○就業時及び就業時間外において、日本人就業者と外国人就業者等との交流の機会を積極的に設け、企業内のコミュニケーションの向上及び多文化共生意識の啓発を促す。

○外国人県民の日本語学習を支援する活動に対し、企業として協力・応援する。

「日本語教育の推進に関する法律」について

2019年6月に「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行され、外国人等を雇用する事業主においても、地方公共団体等が実施する日本語教育の推進に関する施策に協力するとともに、雇用する外国人等及びその家族への日本語学習機会の提供や、支援に努めることとされました。

「日本語教育の推進に関する法律」 第6条(事業主の責務)

外国人等を雇用する事業主は、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する日本語教育の推進に関する施策に協力するとともに、その雇用する外国人等及びその家族に対する日本語学習(日本語を習得するための学習)の機会の提供その他の日本語学習に関する支援に努めるものとする。

¹⁴ 出典:厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況(2021年10月末現在)」

¹⁵ 直接・間接雇用、正規・非正規、研修などに関わらず、自社で働く労働者のこと。

4 日本語教育機関（日本語学校・専門学校等）

本県は、留学生や定住者・永住者、短期滞在者などに対して体系的、効果的な日本語教育を行う大学や民間の日本語教育機関がおよそ 60 校¹⁶あり、多くの専門性を有する日本語教師が所属し活躍しています。

日本語教育機関は、地域における日本語教育に対して、次のような役割を果たすことが期待されます。

- 地域における初期日本語教育に対し、専門知識の提供や日本語教師の派遣等の協力を行う。
- 所属する日本語教師等が、地域日本語教育に積極的に関わることを奨励する。
- ニーズに応じて、地域に開かれた日本語教室の設置・運営を行う。

5 日本語教師養成機関（大学・専門学校等）

本県には、複数の日本語教師養成課程をもつ大学や民間日本語教育機関がおよそ 30 校¹⁷あります。そこでは、国内外で活躍できる教師の養成を通して、将来地域における日本語教育を率いる人材や国際社会に貢献できる人材が養成されています。

これまで主にボランティアが実施してきた地域の日本語教室においても、学習者やニーズの多様化等を受け、専門性を有する日本語教師の関わりが必要となっています。

日本語教師養成機関は、地域における日本語教育に対して次のような役割を果たすことが期待されます。

- 地域における日本語教育に関わる専門性をもつ人材を養成する。
 - ・「生活者としての外国人」に対する日本語教師研修の実施
 - ・地域日本語教育コーディネーターに対する研修の実施
- ニーズに応じて、学習支援者として地域の日本語教室に関わる人材に対する研修を実施したり、研修に講師を派遣する。
- 地域における日本語教育の教材開発等に協力する。
- 日本語教師養成機関を修了した受講者が、地域における日本語教育に積極的に関与することを奨励する。

¹⁶ 出典：文化庁「国内の日本語教育の概要（令和2年度）」日本語教育実施機関・施設数のうち大学等機関数及び法務省告示機関数の合計

¹⁷ 出典：文化庁「国内の日本語教育の概要（令和2年度）」日本語教師養成・研修実施機関・施設数

6 地域の日本語教室を運営する団体

これまで公的な体制整備が進まない中で、県内の多くのNPOや任意団体が、地域の日本語教室の運営を担い、外国人県民の日本語学習を支援とともに、教室参加者の居場所づくりや相互理解の促進など重要な役割を果たしてきました。

民間の自発的・自主的な活動は大変意義があるものであり、その役割を規定するものではありませんが、本方針の「地域の日本語教室の役割」¹⁸を御理解いただき、市町村等との連携・協働に取り組むことが期待されます。

7 県民

誰もが安心して暮らし活躍できる多文化共生の地域づくりのため、日本人県民と外国人県民が、以下の役割を担うことが期待されます。

<日本人県民>

- 日本人県民は、外国人県民にも分かりやすい「やさしい日本語」を使うなど、外国人県民と日本語でコミュニケーションできるように努める。
- 身近に暮らす外国人県民とのコミュニケーションを通して、文化的背景や考え方などについて相互理解を深める。
- さらに一歩進めて、地域の日本語教室等における日本語学習の支援活動や、地域の交流の場に参加する。

<外国人県民>

- 外国人県民は、生活に必要な日本語の習得及びその保持のための継続的な学習に努める。
- 地域社会の一員として日本人県民と交流し、地域の活動に主体的に参加する。
- 他の外国人県民の日本語学習を支援する側に立って、日本語学習を続けるための意欲を維持できるよう働きかけたり、外国人県民と日本人県民、外国人県民同士をつなぎ、相互理解を促進する。

¹⁸ 11 ページ参照

第3章 県の施策の方向性

県の役割を踏まえ、「あいち地域日本語教育推進センター」では、概ね今後5年間において、以下の方向性で取り組んでいきます。

【リソースの開発・モデル事業の実施】

- 県が開発した初期日本語教育の教材や・指導者マニュアルの内容充実
「はじめての日本語教室（教材集）」や「はじめての日本語教室 指導者のための教材活用マニュアル」の内容を増補し充実させる。
- 初期日本語教育の指導者養成カリキュラムや教材の作成
初期日本語教育指導者養成講座をモデル的に実施しながら、市町村等が活用できる人材養成カリキュラムや教材を作成する。
- 「日本語教育の参照枠」とリンクさせた日本語能力判定ツールの開発
初期日本語教育の対象者がレベルに応じた地域の日本語教室で学習できるようするため、日本語学習を希望する外国人県民の日本語能力レベルを判定するツールを開発する。
- I C Tを活用した対話型¹⁹の日本語学習の実施を検討
日本語学習機会の拡充に向けて、オンラインによる対話型の日本語学習の実施手法等について検討する。

【取組の普及】

- 市町村における初期日本語教育の実施促進
県が開発した教材・指導者マニュアルを活用した対話型の初期日本語教育について、市町村における実施を促進する。
- 多文化子育てサロンの普及促進
外国人親子と日本人親子が交流を楽しむ活動を通じて、子育て世代の外国人保護者に対して、乳幼児期の言語習得に大切なポイントや日本における育児に関する情報を提供し、日本語能力の育成と子育ての不安解消を図る「子育てサロン」の市町村における普及を促進する。

【市町村等への財政支援】

- 「愛知県地域日本語教育推進補助金」による市町村等への財政支援
地域日本語教育事業に取り組む県内市町村や国際交流協会に対して、補助金を交付する。

¹⁹ 自分のことを伝え合うという現実のコミュニケーションを通して、コミュニケーション能力の向上を目指す手法のこと。詳しくは、愛知県作成「はじめての日本語教室指導者のための教材活用マニュアル」参照。

【課題解決・人材育成支援】

- 総括コーディネーターによる地域日本語教育関係者への指導・助言
　あいち地域日本語教育推進センター内に配置する総括コーディネーターが、地域日本語教育関係機関・関係者等に対し指導・助言を行う。
- あいち地域日本語教育コーディネーター」の派遣による助言等
　県が委嘱する「あいち地域日本語教育コーディネーター」を市町村や国際交流協会、地域の日本語教室等に派遣し、課題解決に向けて情報提供や助言を行う。
- 地域の日本語教室の設置・運営の支援
　地域の日本語教室を設置・運営する上で参考になるハンドブックを作成する。
　また、市町村単独で地域の日本語教室を設置運営することが困難な地域においては、近隣の自治体と連携した取組が進むよう支援する。
- 市町村域で地域日本語教育をコーディネートできる人材の養成
　市町村域で地域日本語教育をコーディネートできる人材を養成するため、市町村担当者等に対する研修を実施する。
- 地域の日本語教室に関わる人材養成への支援・連携
　県協会において、市町村等と連携して、地域の日本語教室の開設や活動の充実を目指す講座を開催する。また、市町村等が実施する研修の講師紹介や助言等を行う。

【連携・協働】

- 「地域日本語教育ネットワーク会議」の開催による地域日本語教育関係者・関係団体との連携強化
　設定したテーマごとに関わりの深い自治体、N P O、企業等の関係者を構成員とする「地域日本語教育ネットワーク会議」を開催し、課題の共有と連携強化を図る。
- 市町村担当者会議における情報提供・意見交換
　市町村の地域日本語教育担当者に対して、地域日本語教育に関する情報提供や意見交換を行い、市町村における地域日本語教育の取組を推進する。
- 企業の取組に対する支援
　企業に対し、日本語学習教材や、日本語教育の取組の先進事例等に関する情報提供を行う。

【地域日本語教育に関する県民の理解促進】

- 「やさしい日本語」の普及促進
　出前講座、研修、各種行事や広報誌等、様々な機会を活用してやさしい日本語の普及を行う。また、市町村が実施するやさしい日本語に関する講座・研修に資料を提供するなど協力を行う。
- 地域日本語教育に関する情報提供
　県 Web ページや会議、イベント等において、地域日本語教育実施機関・団体や県民に向けた情報提供を行う。

第4章 推進体制

地域における日本語教育の推進に向けて、今後も「オール愛知」の体制づくりを進めるため、次の取組を行います。

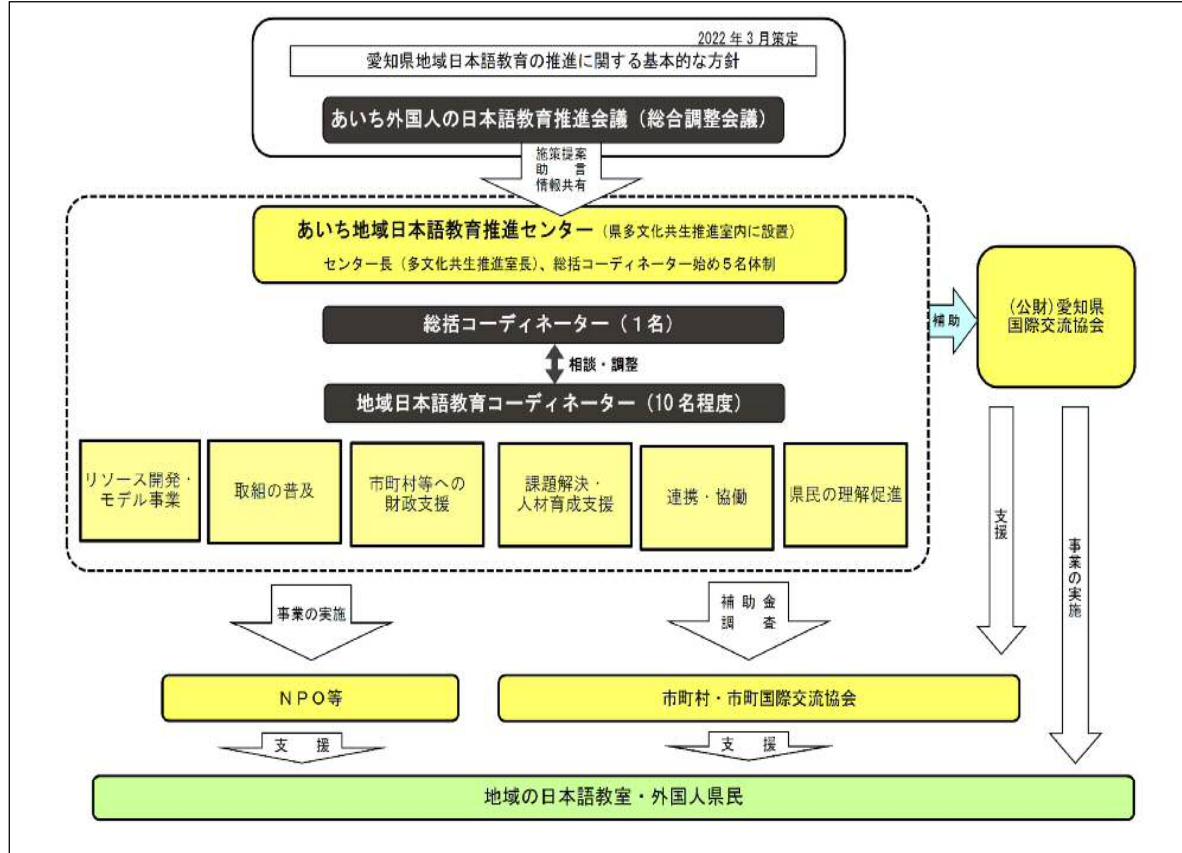
1 「あいち地域日本語教育推進センター」の運営

2020年4月に多文化共生推進室内に設置した「あいち地域日本語教育推進センター」において、本基本方針に掲げる地域日本語教育関係施策を、関係機関等と有機的に連携しつつ、総合的・体系的に推進してまいります。

2 「あいち外国人の日本語教育推進会議」の開催

行政、国際交流協会、学識者、学校関係者やNPO、経済団体、企業など、地域における日本語教育に関する機関・団体の代表等で構成される「あいち外国人の日本語教育推進会議」を「総合調整会議」と位置づけ、センターの運営方針及び業務内容の検討を行うことを目的として開催します。

あいち地域日本語教育推進センターを中心とした地域日本語教育の推進に係る実施体制図



<参考>

「愛知県地域日本語教育の総合的な推進計画（仮称）」策定検討会議

委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏名	職名等
浅野 順子	公益財団法人名古屋国際センター 総括コーディネーター
大島 ヴィルジニア・ ユミ	犬山市多文化共生推進員
◎尾崎 明人	名古屋外国語大学名誉教授
粕谷 忠弘	豊田市国際まちづくり推進課課長
川崎 直子	愛知産業大学短大国際コミュニケーション学科准教授 一般社団法人かにえ子ども日本語の会代表理事
衣川 隆生	日本女子大学文学部教授
杉山 美紀	公益財団法人愛知県国際交流協会交流共生課課長補佐
鈴木 崇夫	愛知淑徳大学助教
千葉 月香	あいち地域日本語教育推進センター 総括コーディネーター
土井 佳彦	(特活)多文化共生リソースセンター東海代表理事
長尾 晴香	Viva おかざき！！代表
松永 浩信	愛知県経営者協会総務・企画部長
米勢 治子	東海日本語ネットワーク副代表

◎座長

愛知県地域日本語教育の推進に関する基本的な方針

2022年3月

愛知県県民文化局県民生活部社会活動推進課多文化共生推進室

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話:052-954-6138(ダイヤルイン)

E-mail:tabunka@pref.aichi.lg.jp

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/tabunka/>